

# 富士山エコレンジャー設置要綱

ふじさんネットワーク  
平成 18 年 7 月 25 日制定

## (目的)

第 1 条 富士山憲章の周知及び定着並びに富士山の豊かな自然環境の保全及び継承を図るため、富士山エコレンジャー（以下「エコレンジャー」という。）を置く。

## (資格要件)

### 第 2 条

エコレンジャーは、次の各号の要件を満たす者で、ふじさんネットワーク会長が認定するものとする。

- (1) ふじさんネットワークの正会員である団体に所属していること。  
ただし、1 団体あたり 3 名までとする。
- (2) 4 月 1 日現在の満年齢が 25 歳以上 70 歳以下であること。
- (3) 富士山の自然環境保全活動に参加している、または参加の意欲があること。
- (4) 心身ともに健康で、富士山の五合目以上での活動に必要な体力を有すること。
- (5) 富士山エコレンジャー連絡会が行う講習を受講し、必要な単位を取得していること。

## (活動内容)

第 3 条 エコレンジャーは、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 来訪者に対するマナー啓発
- (2) 来訪者への自然解説等の情報提供
- (3) 動植物の保護とその情報収集
- (4) その他第 1 条の目的を達成するために必要な活動

## (活動の実施)

第 4 条 第 2 条の活動を行うに当たっては、安全面を考慮して原則 2 名以上で行動するものとする。また、ふじさんネットワークによりボランティア保険に加入するものとする。

## (報酬)

第 5 条 エコレンジャーの活動は無報酬とする。

## (補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、エコレンジャーに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

平成 18 年 7 月 25 日施行  
平成 22 年 6 月 3 日改定  
平成 23 年 7 月 2 日改定  
平成 25 年 6 月 15 日改定